

令和7年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和7年9月9日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員長	堀 真
委員	松林 敏	委員	浦川 圭一
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	山口 聡一郎	主査	村田 潤哉
------	--------	----	-------

説明のため出席した者

建設産業部長 山崎 禎三

(土木管理課)

課長	藤崎 隆行	課長補佐	山口 新吾
課長補佐	山口 亮	係長	田口 哲也
主査	川田 陽介	主査	吉村 尚倫

(都市計画課)

課長	前田 将範	課長補佐	島 典明
係長	岩瀬 博暢	主査	山田 傑
主査	久保 竜太		

(産業振興課)

課長	永石 大祐	参事	畑 中隆徳
係長	前川 哲郎	係長	早稲田 由香

本日の委員会に付した案件

議案第60号 令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時32分

閉会 14時03分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和7年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての本常任委員会の分割付託分、本日は建設産業部の件を議題といたします。

まず、山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

それでは皆さまおはようございます。議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。この中でお渡ししている資料の中で、長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書の記載に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。修正箇所につきましては、所管課長より説明をいたしますが、今後このようなことがないように十分留意してまいります。どうも申し訳ございませんでした。

○委員長（中村美穂委員）

ではまず、今お手元にも紙でもまたデータでも頂いておりますけども、修正箇所の説明をお願いします。

産業振興課永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

修正箇所についてご説明いたします。令和6年度長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書36ページ、施策コード5、ふるさと長与応援寄附金の事業の実績につきまして修正でございます。ふるさと長与応援寄附金の寄附件数を1万1,452件と記載をしておりましたが、1万3,176件が正しい数字でございます。

○委員長（中村美穂委員）

主要な施策の訂正箇所についての説明が終わりました。皆さんご確認よろしいでしょうか。

それでは先ほどに戻りまして、議案第60号の本案についての提案理由の説明を求めます。

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは令和6年度歳入歳出決算の説明に入る前に、今回公表されております不適切な事務処理に伴いまして、県より受け入れる予定としておりました補助金の一部に不足額を生じさせた事案につきまして、議員各位をはじめ町民の皆さまの信頼を損なうこととなりましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは決算の説明につきましては、所管課長産業振興課長の方より説明をいたしま

すので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

それでは決算書事項別明細書に従い、ご説明させていただきます。まず歳入でございます。18、19ページをお開きください。2款地方譲与税3項1目1節森林環境譲与税が産業振興課所管でございます。森林環境税および森林環境譲与税に関する法律に基づく国からの譲与税で、歳出6款2項林業費において、森林管理制度の事業へ充当をするものでございます。続きまして32、33ページをお開きください。15款県支出金1項3目1節農業費負担金が産業振興課所管でございます。中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金の国、県交付分でございます。歳出6款1項3目農業振興費に充当し、町負担分を合わせ活動組織へ交付をしております。次のページ34、35ページをお開きください。15款2項4目1節農業費補助金のうち、産業振興課所管外の項目をまず説明します。1行目、農業委員会交付金、2行目、農地利用最適化交付金、6行目、農地集積・集約化対策費補助金、こちらが産業振興課外の項目で、それ以外が産業振興課所管でございます。いずれも歳出、6款1項3目農業振興費に充当する県補助金でございます。この中の下から3行目、新規就農者育成総合対策事業補助金におきまして、交付要件を誤認して事務手続きを行ったため、本来375万円の受け入れを予定しておりました県補助金について、150万円減の225万円の受け入れとなっております。同目2節林業費補助金、こちらが産業振興課所管でございます。ながさき森林づくり担い手対策事業補助金は、長崎南部森林組合の職員の福利厚生費補助金に対する県補助負担分でございます。6款2項1目林務総務費に充当し、町負担分を合わせ南部森林組合へ補助をしております。次の36、37ページをお開きください。15款3項3目1節保健衛生費委託金のうち、3行目、市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）、次の38、39ページに行っていただいて、同款4目1節農業費委託金、同款5目1節商工費委託金、こちらが産業振興課所管分で、市町村権限移譲および農地中間管理事業に伴う委託金でございます。続きまして16款1項2目1節、同じページでございます。利子及び配当金のうち、これが次のページ40、41ページの備考欄一番上でございます。森林環境譲与税基金運用収入および長崎南部森林組合出資配当金、こちらが産業振興課所管でございます。次の42、43ページをお開きください。17款寄附金1項8目1節企業版ふるさと納税寄附金、1,805万円のうち、10万円が産業振興課所管で、歳出7款1項1目商工振興費へ充当しております。続きまして、18款繰入金2項3目森林環境譲与税基金繰入金でございます。こちらは森林環境譲与税事業について、当該年度の譲与税と基金からの繰り入れにより事業を行う予定でございましたが、当該年度の譲与税内での事業実施となりましたので、基金からの繰り入れを取りやめている内容でございます。続きまして46、47ページをお開きください。20款諸収入3項1目

1 節貸付金元利収入は、1 行目、小規模企業振興資金預託金元利回収金、3 行目、小規模企業創業支援資金預託金元利回収金が産業振興課所管で、町内 4 銀行に預託を行っております、預託金の回収金でございます。続きまして、同款 5 項 3 目 1 節雑入でございます。備考欄上から 3 行目、ふれあい農園使用料、下から 2 行目、火災保険料 2 8 万 7 0 3 円のうち、6, 7 8 9 円が直売所まんてんにかかる分、次のページへ移っていただきまして、上から 4 行目、海と日本プロジェクト漁協負担金、その 1 2 行下、電柱等設置使用料 1 8 万 5, 1 2 4 円のうち 1 万 9, 3 8 2 円。その 1 4 行下、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金 4 0 6 万 5, 0 0 0 円のうち、長与川まつりおよびイルミネーションの点灯など町の P R 事業に対します 3 0 6 万 5, 0 0 0 円が産業振興課所管。また、次の 5 0、5 1 ページに続きまして、1 行目、長崎県グリーン・ツーリズム支援活動助成金、その 1 1 行下、過年度小規模企業振興資金利子補給金返還金が産業振興課所管でございます。続きまして同ページ、2 1 款町債 1 項 2 目 1 節農業債が産業振興課所管でございます。長崎県事業で行っております長与岡土地改良事業に係る水利施設等保全高度化事業への町負担金に対する起債でございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。8 0、8 1 ページをお開きください。2 款 2 項 1 目税務総務費のうち、7 節報償費のうち、ふるさと納税返礼品費、1 0 節需用費のうち印刷製本費、1 1 節役務費、1 2 節委託料が産業振興課所管で、令和 6 年度のふるさと納税受付件数 1 万 3, 1 7 6 件、寄附額 3 億 4, 8 5 0 万 5, 5 0 0 円に係る経費でございます。報償費はふるさと納税返礼品の調達費用。印刷製本費は受領証明書等を送付する際の封筒の作成。また、役務費のうち、広告料はポータルサイトへの広告の掲載、通信運搬費は返礼品の送料や寄附証明書等の発送費用、ふるさと納税サイト利用料はふるなびや楽天、ふるさとチョイスなどのポータルサイトの利用料や決済の手数料でございます。委託料は中間業者への業務委託を行う委託料でございます。続きまして 1 3 4、1 3 5 ページをお開きください。5 款 1 項 3 目労働諸費が産業振興課所管でございます。1 8 節負担金、補助及び交付金の高年齢者就業機会確保事業費補助金は長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金でございます。シルバー人材センターにおきましては受託事業の他、独自事業として農園事業や生け花や料理、手作り小物等の講習会、互助会活動などによる生きがいづくりや令和 5 年度より会員向けのデジタル講習会を継続して開催され、会員へのお知らせや就業案内等はデジタルの活用を進められております。シルバー人材センターの令和 7 年 3 月末の会員数は 3 9 8 人、うち長与町民は 2 8 1 人、高齢者の就業機会確保や生きがいづくりについて寄与しているものと考えております。続きまして 1 3 6、1 3 7 ページをお開きください。6 款 1 項 2 目農業総務費 1 節から 4 節までは、職員 9 名と会計年度任用職員 1 名分の人件費でございます。そのうち 1 節報償費および 3 節職員手当のうち、下から 2 行、会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当が産業振興課所管でございます。7 節報償費、実行組合長報償費は、農業者への調査や連絡等協力いただいている実行組合長への報償、溜池管理謝礼は、ため池の管理に協

力いただいている管理人への謝礼でございます。１０節需用費、１１節役務費は、農業総務に係る経費となっております。６款１項３目農業振興費、１節報酬は、農業振興協議会など各種審議会等の委員報酬と会計年度任用職員１名分の報酬でございます。３節職員手当は、会計年度職員１名の期末手当、勤勉手当、８節旅費、１０節需用費は農業振興に係る経費でございます。次の１３８、１３９ページをお開きください。１１節役務費は職員の狩猟免許更新に係る費用でございます。１２節委託料、２行目、有害鳥獣捕獲業務委託料は、有害鳥獣であるイノシシやアナグマ等中型哺乳類の捕獲について、年間を通して中彼猟友会長と支部に駆除を委託をしております。３行目、農道等管理委託料、農道やため池、ふれあい農園の草刈り等を長与・時津シルバー人材センターの他、樹木の伐採を業者に委託をしております。４行目、農村地域防災減災事業設計業務委託料は、町内にある防災重点ため池７カ所のうち、樋渡、古角、山田、上山田の４池について劣化評価調査を実施しました。６行目、水利施設等保全高度化事業計画業務委託料、こちらは長与川の下流にございます岩淵堰について施設調査を実施し、機能保全計画の作成の委託をしております。１４節工事請負費、農道等補修工事費では１７件の工事を行っております。大きな工事といたしましては、三根地区におきまして、長与ニュータウン北公園の北側から県道長崎多良見線とＪＲを横断し、長与川へ流れる水路がございますが、その水路の側壁が倒壊していたため布設替の工事を行っております。工事名としましては、三根地区山似田排水路整備工事、請負代金が７９０万７,９００円でございます。その他１６件は、水路や農道等の維持補修、土地改良区における配水管の漏水修理やポンプの修繕などの少額工事を実施しております。１８節負担金、補助及び交付金につきましては、主なものをご説明させていただきます。上から１０行目、１１行目、長与木場地区施設管理補助金、長与岡北地区施設管理補助金は、各土地改良区の配水施設の管理について、電気代および管理費を支援しております。長与木場地区が令和６年度まで、長与岡北地区が令和８年度までとなっております。１２行目、１３行目は、長与木場土地改良区、長与岡北土地改良区への元利償還補助金でございます。償還期間が、長与木場地区は令和７年度まで、長与岡北地区が令和８年度までとなっております。その２行下、農道事業等補助金については、水路２件、園内道路１件について補助をしております。その下、ブランド商品生産対策事業補助金、こちらは本町の特産品である温州ミカンの品質向上のためにマルチ被覆の資材、成長調整剤などの購入に対する費用、また、それらの処分に係る費用について補助をしておるものでございます。２行下、畑作物拡大事業補助金、こちらが直売所向けの野菜や花の苗、種子の購入、畑のトンネル栽培用の資材の購入に対しましての補助を実施しております。１行下、優良品種更新事業補助金、こちらが柑橘の優良系統への品種更新を推進するもので、改植用の苗木、高接ぎ用の穂木の購入費用に対しまして助成をしております。その２行下、長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金、こちらが町の単独事業によります有害鳥獣による農作物の被害防止対策への補助でございます。整備事業といたしましては、ワイヤーメッシュ柵、

電気柵の整備、26件の申請について補助をしております。捕獲事業といたしましては、猟友会の方は6名、イノシシ262頭、中型哺乳類59頭の捕獲に係る経費を補助しております。また、狩猟免許等取得助成事業につきましては、2名の方へ申請に係る費用を補助しております。1行下、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、こちらは国庫補助事業による有害鳥獣による農作物の被害防止対策事業でございます。整備事業といたしましては、三根地区、斉藤地区におきまして、ワイヤーメッシュ柵2,200メートルの整備、捕獲事業としましては、イノシシ135頭の捕獲に対する補助を行っております。捕獲頭数について町単独事業と国庫補助事業に違いがございますのは、捕獲対象期間につきまして、町事業は4月から3月、国庫補助事業は、前年2月から、6年度は12月までを対象とされているため異なるものでございます。次のページ、140、141ページをお開きください。続きになります。3行目、中山間地域等直接支払交付金、こちらが町内の農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動を行っていただいております4地区に対しまして交付するものでございます。面積に応じて国、県、町より負担割合を1対1対1で交付するものでございます。4地区73戸、田畑と合わせて99.4ヘクタールを対象としております。2行下の基盤整備事業負担金、こちらが県事業で行っております長与岡地区におきます基盤整備事業に対する町負担分でございます。令和6年度は、連絡道路の測量設計用地測量および換地設計を行っております。1行下、水利施設等保全高度化事業補助金は、農業水利施設の老朽化対策に対する国庫補助事業でございます。長与木場土地改良区におきまして施設調査を行い、機能保全計画を策定しております。1行下、新規就農者育成総合対策事業補助金、こちらは国庫補助事業になります、経営開始資金でございます。3名の新規就農者を対象に支給をしております。1名は令和4年度から開始している方で、支給期間3年間のうちの3年目、2名は、令和6年度より開始をしている方で、支援期間3年間のうち1年目、1年目が1年分と半期分の方とがいらっしゃいます。その1行下、農林業農山村構造改善加速化事業補助金、こちらが新規就農者に対する補助でございまして、国庫補助でございます。ハウスの整備事業に対しまして、補助を実施しております。1行下、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金、こちらが機能診断や機能保全計画に基づいた補修や更新に対しまして行う国庫補助事業でございます。長与木場土地改良区を交付対象といたしまして、令和4年度に作成した機能保全計画に基づく施設の更新を実施しております。続きまして同じページ、6款1項4目畜産業費でございます。8節旅費、18節負担金、補助及び交付金の経常経費となっております。続きまして142、143ページをお開きください。6款2項1目林業総務費が産業振興課所管でございます。主なものといたしまして、12節委託料、森林経営管理制度実施業務委託でございます。町内に36林班ございますが、森林環境譲与税を財源として、森林経営管理制度に係る森林について事業を行うものでございます。令和6年度につきましては、各林班の集積計画、保育間伐についての

全体計画の作成業務、14、15林班におけます集積計画の作成業務、18林班におけます保育間伐の3業務を委託をしております。18節負担金、補助および交付金、上から3行目、ながさき森林づくり担い手対策事業補助金、こちらが南部森林組合の職員の福利厚生費補助金に対する負担分、県補助と合算しての支出をしております。20節貸付金、林業開発促進資金貸付金、長崎県林業公社の事業運営において木材需要や価格の低迷等に対する財源の安定確保を図るため、県9割、町1割で林業公社への資金を貸し付けるものでございます。続きまして、6款3項1目水産振興費でございます。次の144、145ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金、1行目、大村湾栽培漁業推進協議会負担金、こちらが9市町7漁協で構成する協議会事業に対する負担金で、長与地区におきましては、タイワンガザミの放流事業、保育園児に対してのナマコの放流体験事業、イカ柴設置事業を大村湾ワンダーベイプロジェクトにより日本財団の助成金を活用して事業を実施しております。3行目、大村湾漁協資源確保緊急対策事業負担金、こちらが昨年度、大村湾の南部海域で、琴海から大村辺りまでですね、それより南の海域でナマコが記録的な不漁となっております。生息も観測されないような状態であり、大村湾漁協と連携しまして、緊急的な資源確保のため、橘湾から親ナマコを捕獲して大村湾へ放流するという事業を実施しております。町ではその親ナマコの調達費用を負担をしているところでございます。この事業につきまして、予備費より95万9,000円を充当しております。5行目、水産多面的機能発揮対策負担金、こちらが大村湾地域漁業環境保全会を活動組織としまして、干潟等の保全活動、海底耕うんなどに対する負担金でございます。一番下、海と日本プロジェクト負担金、日本財団の助成金事業と海と日本プロジェクトの町負担分でございます。事業主体が、一般社団法人海と日本プロジェクトinながさき、令和6年度は二島アクティビティと称し、島に渡って清掃活動を実施するとともに、シュノーケリングとSUPを体験するツアーを実施をしております。負担金は、町と漁協の負担を合わせたものでございます。続きまして、7款1項1目商工振興費が産業振興課所管でございます。旅費、普通旅費のうち1万8,410円、10節需用費、12節委託料のうち1行目、商店街活性化委託料が産業振興課所管分でございます。商店街活性化委託料は、中央商店街のにぎわい創出事業として、12月から2月まで八反田公園と長与中央橋、2カ所でイルミネーションを設置し点灯をしております。令和6年度は、西そのぎ商工会とも連携しまして、八反田公園に幼稚園児や学童の生徒の作品をイルミネーションとともに展示しまして、来訪者の追加に努めております。18節負担金、補助及び交付金、こちらが例年実施をしております事業者の資金借り入れに伴う利子補給、あと町内商工業の振興を目的とした西そのぎ商工会への補助が主なものでございます。商工会事業につきましては、主要な施策に関する報告書42ページに一覧として掲載をさせていただいております。まず、町の直接補助から説明をさせていただきます。上から8行目、店舗リフォーム助成金、町内事業者の経営改善のため、町内業者により店舗のリフォームを行った者に対し交付をしております。

地域経済の活性化を促進するもので、4件の申請に対して交付をしております。その2行下、長与町工場等設置奨励金、町内に工場等を新設または増設することを奨励し、町内産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とし、基準に該当する事業者の初期投資を軽減するための奨励措置で、指定を受けた工場等の土地、家屋、償却資産に課せられる固定資産税相当額を3年間助成するものです。1事業者に対し、2年目の助成を実施しております。1行下、販路開拓支援事業補助金、こちらが物産展や商談会への出展、3件の申請に対し補助を行っております。3行下、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金（事業拡充）、こちらが長崎県と市町が連携して実施をします新たに雇用を創出する事業の拡充を実施するものに対して支援を行う事業で、地域産業の振興に資する事業、地域課題の解決に資する事業、地域貢献に資する事業を対象と指定をされております。長与町におきましては、1事業者が事業採択をされ助成を受けております。次に、商工会への補助、商工会を通じた補助のうち、主なものを説明をさせていただきます。上から5行目、商工会組織支援事業補助金、こちらは西そのぎ商工会の会員サービス向上に資するため、組織力強化と財政基盤の強化に対して運営補助を行っております。4行下、創業塾開催事業補助金、こちらが創業希望者に対し、創業の基礎知識、マーケティング、各種関連法、活用できる施策などについてセミナーを開催をしております。4行下、長与町地域商業化活性化事業補助金、こちらが皆前地区の商店街にある空き店舗を借用して、チャレンジショップの運営に係る経費に対する補助を行っております。その4行下、デジタルツールを活用した情報発信事業補助金、こちらが情報発信サイトをプラットフォームとして新たに作り、会員事業者や集客力のあるライター等と連携して、会員事業所の情報や商工会のイベント情報を発信し、会員事業所や地域を知ってもらうきっかけづくりを行っているものでございます。掲載事業者数が340事業所、掲載記事数が330件となっております。一番下、テイク・ア・ステップ事業、令和6年度の新規事業でございまして、商工会事業者の新事業展開、企業価値向上のための取り組み、そういった取り組みに対する補助を行うものでございます。中小規模事業者等を支援するもので、13の申請がある中、3社が事業採択をされております。うち1社が長与町の事業者でございました。同目20節貸付金、小規模企業振興資金預託金、次のページにあります小規模企業創業支援資金預託金、こちらが小規模企業振興事業の一環として、小規模企業者の経営に必要な運転資金および設備資金、また、新たに事業を営もうとする創業者を支援するための資金を金融機関と協調して融資するために、銀行へ預託を行っている預託金でございます。次の146、147ページをお開きください。7款1項2目観光費でございます。10節需用費、印刷製本費は、長与町PRパンフレットを印刷しております。18節負担金、補助及び交付金、こちらが長与川まつりや長与シーサイドマルシェへの補助等を行っております。長与川まつり補助金は、郷土愛の醸成および本町の産業振興を図ることを目的に、長与川まつりの実施を補助しております。まつりといったしましては、朝から長与川での神事、町内各所で

の川清掃、夕方からはふれあい広場でのステージイベント、盆踊り、花火の打ち上げが実施された他、出店等も行われております。長与シーサイドマルシェ補助金につきましては、3月に長与シーサイドパークで開催されましたマルシェイベントの開催に係る経費につきまして、補助を行っております。続きまして194、195ページをお開きください。11款1項1目農業用施設等災害復旧費でございます。14節工事請負費は、農道への倒木の撤去、ため池の階段が崩壊したための復旧、農道の石積崩落箇所の新設を実施しております。

その他、202ページ、(4) 出資による権利でございます。上から産業振興課所管を申し上げます。長崎県漁業信用基金協会、長崎県農業信用基金協会、長崎県信用保証協会、長崎県林業公社、1つあけまして、長崎県漁港漁場協会、6つ下の長崎県産業振興財団、その1つあけまして長崎県農林水産業担い手育成基金、その下、長崎南部森林組合、1番下、長崎県園芸振興基金協会の9件が産業振興課所管でございます。令和6年度中の増減はございません。次に203ページをお開きください。3債権でございます。長崎県林業公社貸付金は、令和6年度に14万3,000円増額し、総額1,727万5,000円となっております。最後に204ページ、4基金の状況でございます。(14) 森林環境譲与税基金、歳出でご説明をいたしました、令和6年度の基金への積み立て額が18万5,000円、年度末残高が1,386万1,000円となっております。主要な施策の成果に関する報告書につきましては、36から43ページにわたり主な事業を掲載しております。合わせてご参照ください。産業振興課に関しましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。まずですね、質疑は歳入から行いたいと思います。まず歳入の18、19ページ、質疑はありませんか。ないようでしたら続きまして歳入、32、33ページ、続いて34、35ページ、続きまして36、37ページ、質疑はありませんか。続きまして38、39ページ、続いて40、41ページ、続きまして42、43ページ、質疑はありませんか。そのあとちょっと飛んで46、47ページ、質疑はありませんか。次のページ48、49ページ、雑入のところに入ってますけども。その次のページですね、50、51ページ、質疑はありませんか。ないようでしたら、後から全体を聞きますので、戻っていただいても結構です。戻られるときにはページ数を言っていたきたいんですけども、続いて歳出にまいります。78、79ページ、質疑はありませんか。その次のページ、80、81ページ、ふるさと納税のところとかですね、質疑はありませんか。続きまして、ちょっとページが飛びますね、134、135ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

134、135ページの5款1項3目18節高年齢者就業機会確保事業補助金ですが、

6年度に限ったことじゃないんですけれども、決算額のちょっと内容にも関わるので伺いたいんですが、ちょっと先日、社会福祉協議会についていろいろ調べてるうちに、他の自治体では、社会福祉協議会がシルバー人材センターを運営してるというか、もう社会福祉協議会の中に事務所というかあってですね、業務を一緒にやってるっていう所があるんですけれども、今、長与町は時津・長与という形で両町で共同でやってますけれども、何て言うんですかね、当然2つに分かれてると、それぞれにいわば事務局長とか別々にいらっしゃったりすることになるわけで、一緒にまとまった方がそういう経費等が削減できたりっていうことになるのかなと思うんですが、当然、もし仮にそうなったら長与・時津と合同じゃなくて、長与だけっていう感じになるんでしょうけど。これは何かそういうどちらの方が本町として負担が少ないとか、何らかそういう検討っていうのは、されたことがあるんでしょうか。そういうことは考えられないのか、もしくは検討したことがあるけれども今の形に落ちついたというか、なったのか。もし少し分かれれば、伺いたいんですけど。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

シルバー人材センターにつきましては、以前は各町ごとに、長与、時津、以前は恐らく琴海だったと思います。そこでシルバー人材センターも合併というお話が出て、ちょっと聞き伝えの話なんですけど、3町合同で今の長与の斎藤に事務所を建てたと。ただ、その後に市町村合併もございまして、琴海がなくなって、今の長与・時津の形になったというふうにちょっと認識をしております。社会福祉協議会との話というのは、ちょっとはつきりそういう議論があったかっていうのは、ちょっと記録等は今確認はできておりません。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

直接決算に関わらないので、あまりこれ以上はあれなんですけど。この決算額の中で、これ当然、国の補助とあと残りを、残りといいましょうか、時津・長与で案分してると思うんですが、これは長与のあそこの埋め立て地に事務所があるわけなんですけれども、そのあの場所っていうのは借りてるというふうに聞いたんですが、何ですかね、賃借料みたいのが発生してるんでしょうか、長与に対して。もしちょっと私の認識が間違っていれば、申し訳ないんですけれども。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

土地の方は無償で貸与、使用貸借をしている状況です。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それでは続いてですね。136、137ページ、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

136、137ページの6款1項2目農業総務費3節職員手当等のところで、4行目ですね。時間外勤務手当っていうのが、ちょっと前年度の比較ですが、5年度は374万円ほどだったところが、結構下がってるかなと思うんですが、これは何らかそういう時間外勤務を減らそうという努力の結果なのか。この減額の、減額といいましょうか、下がった理由というのが、特段あれば伺いたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

令和5年度から令和6年度にかけまして、1人が管理職になったため、その1名分の時間外の時間が管理職手当の方に移ったというのが1つ。あと令和5年度につきましては、長与川まつりというのがコロナ明けで再開ということで、そのあたりで時間外が多かったんですけども、そこについては2年続けてのことになりまして、職員も同じ職員が担当しましたので、縮減されていると考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて138、139ページですね。質疑はありませんか。八木委員。

○委員（八木亮三委員）

138、139ページ、6款1項3目18節ブランド商品生産対策事業補助金ですが、先ほどご説明もあって温州ミカンのことということでしたけれども、予算が当初90万円ほどあると思うんですね。例えば令和5年度の決算額を見ると75万円ほどになっていて、それが前年度と比べてもあと予算から比べても下がってるんですが、これはまず何らか理由があるのか。まずそこを伺います。この実績をどう考えるのかっていうことで。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

当初の予算の段階では、一定例年どおりこれだけの規模があるんじゃないかという想

定で組んでいるんですけれども、やはり農業従事者の減少であったり、そういう作物の栽培面積の減少であったりってところがあるのではないかなと。あと、資材等も毎年購入しないといけないというものではありませんので、ちょっとそのあたりでの各年の部分もあるのではないかなというふうには考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

恐らくそういう、はい、まずは担い手とかの減少とかがあるのかなと思ったんですが。すいません、ちょっと詳しく存じ上げなかったので伺いたいんですが、その先ほどのご説明だと温州ミカンということが出られてましたが、事業名としてはブランド商品生産対策事業補助金で、一般財源ですよ。温州ミカンの方が担い手であったり、そういうのが減って、せっかく予算があるのに、あるのにというか、取っておいて農業振興に使えてないってところがあるので、例えば柑橘でも他のものであったり、もしくは長与では、この事業名からするとブランドになりそうなのか、なるようなイチジクであったり、何か他の品種もしくは他の品目といいましょうか、果物。そういうのにこの補助金、そういうのを生産されてる方も使えるような補助金にはなり得ないんでしょうか。もうこの温州ミカンの生産に対する補助しかできないのか、ちょっとこの事業の説明とそういう考え方ができないのかを伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今言うこの予算上の項目をブランド商品生産対策事業補助金でして、まず町の補助要綱上はブランド商品ってということで、柑橘栽培の高糖度化を目指すような資材の補助を行っております。糖度を上げるためのマルチ栽培、そこに対する補助ということで今特化した補助になっておりますので、その他どういった支援が必要かとかということにつきましては、ちょっとこの補助に限らず検討はしていくものではないかなというふうに考えております。ちょっとブランドということで、いろんなブランドの生産というふうなことが考えられるんですけど、これまでやってるこのブランド、ここでいうブランド商品生産対策っていうのは、ミカンの高糖度化に対する事業を行ってますということで、ご理解をいただければと。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

長与が昔からミカンの町ということで、そういうイメージだったり、実際の生産を補助するのは一定理解できるんですが、現実的にそういう生産者が減ってたりする中では、他の果物であったり品種であったり、そういうのをブランド化していくっていう、つま

りブランドを増やすと言いましょかね、そういう積極的な使い方にもっと広げていってもいいのかなとは思うので、当然、時代が変わっていく中で、そういう要綱等の見直しもしていただければと思うんですが。これについては質問はいいんですが、その下の行ですね、施設園芸育成対策事業補助金、これも先ほどご説明はあったんですが、これがもともとが予算が13万円ぐらい、当初ですかね、じゃなかったかと思うんですが、かなり3倍ぐらいの決算額なのは、これは何ていうんですかね、どういう理由なんでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

こちらは畑に屋根掛けをするようなものとか、あとブドウの棚とかの雨除け等にも使える補助になってるんですけども、当初は前年度からご相談があった1件を予算化してたんですが、年度中にもう1件ご相談ありまして、他の予算の執行状況等と比較して、不用額が出るものをこちらの方に集めて補助を実施をしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じところで、有害鳥獣捕獲委託料についてちょっと関連でですね。有害鳥獣というのは、長与町でこれが有害鳥獣ですという、基本的ないわゆる法令とか条例とかというのは長与町独自であるわけですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

町独自ではございません。国の方からもう定められた指定がございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

このいわゆる有害というのは、どういう定義か、ちょっと簡単に教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

簡単に言うとですね、農作物等に被害があるだとか、もしくは森林で被害があるだとかですね、そういうふうな被害を発生させるような鳥獣を有害鳥獣と一般的には申しております。長与町で主に捕獲されてるのは今、イノシシ、あとはアナグマ、タヌキ、テン等が捕獲をされております。鹿につきましては県北地域等には生息をして捕獲されて

ますが、大村から南には今のところいないっていうようなことで聞いております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その委託料のこの金額ありますけれども、結局捕獲してですね、どこまでの委託料、要するに捕獲しました、じゃあ後どうするんですか。そこまで全部なんかやっつてのこの金額。要は捕獲して、その後どうするのかっていう、ちょっと疑問があるもんですから。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

捕獲の委託料につきましては、わなの設置だとか、餌やりのための見回り等々、4半期で何日以上出てくださっていうことで委託をしております。あと捕れた鳥獣につきましては、その最終的な処分までを報奨金としてお支払いをしているというところでございます。それから報償金の中で、町の焼却施設で焼却できる大きさまで小分けにいただければ、焼却で処分をさせていただいてますし、あとは土の中に埋める埋設処分、その他は捕った方でジビエとして食肉として加工処理をされるとかというような処分の仕方になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません。同じところで、ちょっと別の質問をさせていただきます。今の鳥獣対策捕獲ですね。対策なんですけれども、何か町民の方からちょっと相談がありまして、農業、確実な農業者のところには、こうやってそのイノシシとか、アナグマとかのワイヤーメッシュなり電気柵なりの補助金は出ているけれども、個人的にしている農園をちょっと少し営んでいるところの人たちには、何か補助金というのが全くないんですよというようなことをちょっとお聞きしたんですが、そのあたり長与町の体制、先ほど国の法令に従ってやっているというところだったんですけども、長与町としてのこの決まりとか、条例とか、そしてあとその対象者というのを教えてください。あるのかどうなのか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

町の方でも一応こちらでやっているのが、産業振興、農業振興で行ってますので、対象としては農業者、町内の農地でございます。で、あとはふれあい農園の方を所管しますので、そちらにもワイヤーメッシュを張りたいということで、予算要求はしているところではあるんですけども、なかなか現実、実現までには至っていないような状況でござ

ざいます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

やはり他県ではそういったところの農業、個人的に営んでいる人たちにも対象として電気柵やメッシュ柵対象としてるという、そのあたり今後決算ではありますけど、ちょっと予定はないのか、考えはないのか、お聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

農地外につきましては、自治会の方から自治会の区域内にイノシシが入らないような柵の設置につきましては、材料費の方を助成をさせていただいてますので、何かありましたら、そちらの方で対応をさせていただきたいと思います。ただ、個別の敷地の農地、農園というか、そこにつきましては、ちょっと対象としては考えにくいんじゃないかというふうには思っております。

○委員長（中村美穂委員）

それでは次に進めてまいります。140、141ページ、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

6款1項3目18節新規就農者育成総合対策事業補助金ですが、最初におっしゃられていた監査に指摘された事項については、ちょっとまた別で質疑があるのかなと思うので、ちょっとそれ置いといて、予算ですよ。これ、令和5年度の決算額が150万円ほどで、この5年度のときは当初予算額が675万円ほどだったんですよ。それに対して決算額150万円ぐらいという、そんなに高くない数字であったのにも関わらず6年度の当初予算がこれ1,950万円だったんですが、これ実際にはやはりそこまで、まあ前年度よりは増えてますけど、これ予算の計上が、なんか課題じゃないかと感じるんですが。足りなくなったら困る予算だとは思いますが、ちょっとこの当初の予算の計上時の考え方を伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回支出をしてるのが経営開始資金ということで、経営を開始して3年間定額で助成をするもので、この同じ補助金の中のメニューで経営開始資金の他に事業を行うための投資に対する費用を助成をする項目があるんですよ。でも、そちらで事業をやりたいということで新規就農の方からご相談を頂いて、国、県の方に予算要求をしていっているんですけども、枠が採択になるか、ならないかっていうところがございまして、そ

ここで採択までちょっと至らなくて落としているというような内容で、額がそのような当初見込み事業はできなかったということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、これそもそも例えば何件ぐらいそういった補助件数になりそうという想定で1,950万円も計上しているのかっていうのは、あるんでしょうか。現実的に新規就農者っていうのは残念ながら毎年そんな5人も10人もいない状況で、そこまで計上する必要があるのかなっていうのは、ちょっと疑問に感じるんですが。今のご説明だと、ちょっとそういう制度上の問題かなとも思うんですが。でも、それでも前の年度は、そもそもの当初予算も675万円ぐらいだったわけで、何かちょっと過大に感じるんですが、もう一度説明をいただければ。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

令和6年度は、経営開始資金というのは3名の予定で、あとその別で経営発展支援事業ということで、500万円の事業をされる、したいと言われた方が2名、1,000万円の事業をしたいと言われた方が1名、事業採択基準規模でですね、おられました。そこがちょっといずれも事業実施に至ってないというところで、そのこちらにも認定新規就農者という資格をとらないと申し込めない事業となっておりますので、誰もかれも申し込んでいるというわけではなく、認定をとってこの事業をやりたいですということで、もう国、県に出してる。その流れの中で採択までは至らなかった方が1名、その中で採択の基準まで至らなかったり、もしくは採択の中で他の順番までに回ってこなかったりとかいうようなことで、ちょっと事業実施には至ってないというところですね。今年度その今まで申し込んでた方がお1人、事業採択されております。7年度なんですけど。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

一定分かりましたが、そうすると、今おっしゃった開始の方じゃなくて、発展の方で3名あって、いずれもやってないっていうことですよ。参考までにこれ500万円2名と1,000万円1名というのは、何を作る農家の方で何をこれだけの金額を計上して、何をしようとしたのかっていうのは、当然、町としては一定採択の可能性はあるから計上されたんだと思うし、採択するかしないか、そういう国とかのあれだと思うんですが、ちょっと参考までに伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

お1人がイチゴ就農でビニールハウス、もう1人がアスパラとハウスで、お1人の方が兼ねて今の3名のうち、3名というか、500万円2名で1名の兼ねてですので、延べ3名でお2人の方ということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

それではページを進めていきます。142、143ページ、質疑はありませんか。続きまして144、145ページ、負担金とか補助金のところまでですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

144、145ページの6款3項1目18節ですね。負担金の一番下、海と日本プロジェクト負担金なんですけど、これは二島を利用したアクティビティをやっているものだと思いますが、これは現在は、この二島が漁協から民間の方に売却されたと聞きましたが、この6年度は漁協の持ち物だったときだと思うんですが、これはこの事業をやるには、事業というか、その事業で何か二島の利用料みたいのを漁協に支払われてるんでしょうか。それともこういう事業に無料で、もう島を使わせてもらってるのかをちょっと伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

この事業につきまして、二島の利用料等については発生しておりません。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今年度も先日行われてますが、そのときに私も実際この間、二島行ってきたんですけども、この事業で。まだこの先も続けたいというようなことをそのときの現場の海と日本プロジェクトの方ですかね、おっしゃってたんですが、民間の方に売却されて今後例えばそういう使用料みたいの発生したりしないのか。その事業継続、まずは来年度以降も事業計画されているのか。そのときにそういう売却されたことによる何らか追加の支出っていうのは考えられそうなのか。もし分かれば伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

海と日本プロジェクトというのがですね。日本財団からの助成金で、一応3カ年スパンでの助成金になりますので、一応令和6年度でこのプロジェクトとしての事業は一旦終了と、7年度で終了と、今後もその二島をどうやって活用していこうかっていうとこ

ろで、今回、二島の日というのを設けまして、今後、漁協中心で事業を進めていきたいという意向で今年度もやっておるところです。売却先とあと漁協の間で契約書の中で、そういう公共的な事業には協力するとか、漁協の事業に協力するとかいうような約束をされておりますので、引き続き事業は実施できるということで、漁協からはこちらも聞いております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて146、147ページ、質疑はありませんか。少しページ数が飛びますけども、194、195ページ、今送ります。ここで質疑はありませんか。出資による権利で202ページ、それから203ページまで、また、主要な施策に関する説明書もありますが、そちらの分も含めて質疑を受けます。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません。ちょっと戻るんですけども、144、145ページの商工費ですね。7款1項1目18節負担金のうち、下から2行目のデジタルツールを活用した情報発信事業補助金、先ほど説明でSNS等を使った発信だと思うんですが、さっき三百四十何件かみたいなのがちょっと説明であったと思うんですが、これ多分時津と長与と合同ですよ。つまり340件って言っても長与の店だけでそんなにはないはずで。ちょっとその説明の上で、長与のまず店は、そのうち何件紹介といいましょうか、掲載等されたのか。正確に伺いたいんですが。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

そちらちょっと掲載店数につきましては、商工会の総会の中で数字になりますので、ちょっと長与のみの数字は、ちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

商工会も西彼ということで、長与・時津は、合同でそういう商工振興やってるとはいえですね。これは町の予算で60万円出してる以上は、それが実際にそれだけの価値があるのかってのは、その長与のお店がどれぐらいあるかっていうのは、大きいと思うんですよ、それを図る上で。ちょっと先ほどの説明では、そこはちょっと足りないのかなと感じたところで、その件数は後ほど伺えればと思うんですが。こういったSNSでの発信っていうのは効果がどれぐらいあるかなんですよ。またSNSっていうのも、例えば昔はフェイスブックだったのが今はもうあまり使われてなくて、ツイッターになったり、インスタグラムになったり、変わっていく中で、何かちゃんとこの支出をして

る効果があるのかっていうのをやはり検証等を一定すべきだと思うんですが、実際にこれを行った結果、どういう効果があったのか。これは所管課として、どう考えられていますか。60万円支出して効果が分からないじゃ困ると思うんですよね。いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

このデジタルツールを活用した情報発信事業で、長与と時津のポータルサイト、与いひと時というのを商工会の別ページとしてつくってるんですけども、今、6年度事業では、取材や記事、情報発信を作成したりですね。うおっちんぐっていうその商工会の雑誌を更新したりとするたびにインスタグラム等の更新も一緒に行われてたということで、前年度末と比較してユーザー数が1年間で一応2倍、526から1,263になったということで報告を受けておりますので、なかなかその経済的な効果とかですね。これを見てきましたとかいう、なかなかちょっと効果は見えにくいところではありますので、そういった事業効果にについてもこちらも商工会とも何かしら指標的なものっていうのが検討できないかというところは協議してまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、戻りまして。先ほどの145ページのテイク・ア・ステップ支援事業補助金なんですが、そこは先ほど13社のうち3社が事業採択されたと、長与町は1社ということの説明だったと思うんですが、これ自体の事業はどこが主催をされて、そして、その20万円の補助金というのは、この1社に対しての補助金なのか、そのあたりを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

テイク・ア・ステップ事業につきましては、西そのぎ商工会の事業として実施をしております。1事業者に対する助成額ですね。長与町の事業者に助成する助成額が20万円となっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入歳出全体を通して、また戻っても構いません。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと一つだけ興味があるので、主要な施策の中のふるさと長与応援寄附金の問題なんですけど、今ちょっと問題になってるものがあるもんですから、この西側埋立ての企業が、どれぐらいの金額を寄付されたのは、この金額に入ってるのかどうか。これ個人情報もあるので、金額が言えないってことだったら、それでも構いません。それとあとこのふるさととの結局応援寄附金の返礼品ですね。返礼品については、今どのようなものが、どのくらい結局お返しをしているのか。分かる範囲で結構ですけど、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

企業からの寄付につきましては、企業版ふるさと納税になりますので、こちらのふるさと長与応援寄附金の中には含まれません。返礼品の中で発送の金額が多いものにつきましては、上位から言いますと、長崎和牛、手作りのハム、ソーセージ、カステラ、角煮まんじゅう、町内のお菓子屋のお菓子ですね。あと薫製、オリーブオイルや観葉植物、あと柑橘類でのせとか、焼き肉屋が提供するカレーやシチュー、リンガーフーズのチャンポン、そういったものが上位でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

138、歳出の139ページの鳥獣被害対策について、ここの金額がっていうわけじゃないんですけど、先日、町村議会議長会の研修で、鳥獣被害に対する研究をされている大学の先生で、実際にいろんなところを回って成功体験というんですかね、成功体験の話をされました。そんなにうまくいくもんかなと正直思うところもあったりですね。もちろん町の方、それから実際に対策をされてる農家の方たち、一生懸命やられてると思います。その先生が言うのは、情報共有と一斉にやるとか、1回やったらやりっ放しじゃなくて、年に何回も確認するとかですね。そういうこともきっと長与町の方、やられてると思うんですけど、何が言いたいかというと、そういう専門家を招いてっていうのは相当費用がかかると思うんで、そういう知見とかそういうものを今やってる対策がありますよね、ワイヤーメッシュとかですね。そういう箱罟とか、そういういろんな猟友会の方の対策とかをしてくださってると思うんですけど、そういう他の所の先進地とか、必ずしも成功するとはなかなか言いがたいと思うんですが、そういう研究というのは、されてるんでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

直接的な先進地に行ったりとかいうことはしてないんですけれども、今の被害対策として、どこがどういった対策をしているかとか、制度上、市街地に出てきたときは、どういった対策をしてるかとかですね、やっぱりよその自治体でも、きれいにホームページ等に出されている所もございますので、そういったところは、よそがどういった施策をしてるかっていうところの情報収集は行っております。あとは当然どういった機材があるかとかですね、農家が持って来られたり、もしくはカタログ等も来たりしますので、そういったところでも、どういったものが効果的とか、そういったところは、ちょっと情報アンテナを張りながら日々やっているところではございます。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

農家の方たちは、せっかく天候に左右されることもすごく大きいし、昨年に至っては、もうすごいイノシシの被害でやっと今から収穫して出すっていう段階でおいしいところを食べられてしまっていていうところがかなりお声を聞きましたので、ぜひ今後も研究をしていただいて、少しでも被害をなくすのは難しいと思うんですけども、対策をしていただきたいと思うところが一つ。あともう1点、お尋ねしたいんですが、長与川まつり、これは実行委員会に対して補助金を出しているというところなんですけれども、やはりコロナ禍を挟んでちょっと休止したところもありますが、やっぱりこの長与町のにぎわいの創出、年に1回の大きなイベントというところであるんですけども、やはり実行委員会の方も苦勞されてると思うんです。その実施が、事務局が、産業振興課内にあることは、分かってますのでね。やっぱりこの数年、花火は打ち上げて、それを楽しみにされてる。ただ、ステージイベント等を非常に苦慮されてると。なかなかそこに対する費用、そこに大きくですね、よく隣町とすぐ比べられるわけなんですけど、芸能人を呼んだからいいかどうかは別ですけども、そういったところでステージイベントの経費がなかなか少なくて苦慮されているというふうに聞いておりますが、そこら辺は今までも毎年毎年頑張っってやってらっしゃるのは分かるんですけど、そのイベントの費用を少し上げようとか、そういう予算要求の段階でですね、そういうことはないんでしょうか。もう総じて結構な金額がかかるわけですから難しいかなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

予算の要求段階では、今の計上予算よりも、もっとこれだけしたいですという要求は

させていただいているところです。後の今回も課題だったんですけども、開催日を決めるところと、あとは出演者交渉につきましては、予算がついてからやるというものなかなか難しい。スケジュールを抑えるとかですね。なので、そのあたりもちょっと課題ではないのかなというところが思われて、感じておるところです。なので、できるだけ一定予算確保できるとか、これぐらいの方が今度呼べるとかですね。ちょっとそういったところも含めて予算の要求等をしていけたら、いいんじゃないかというふうには考えております。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

分かりました。なかなかいろんなものが物価が高騰してますので、まつり全体をやるってところは警備費だったり、そういうところも全部上がっていて大変なんだろうと思っています。ただ、年にいっぺんの大きなイベントであるというところで、小さいお子さんからご高齢の方まで楽しみにしてくださってるんだろうと思います。6年度の決算ですので、今年のことはちょっと言うのはどうかなと思うんですが、日程が先ほどちょっと課長も言われて、日程が第3日曜日でちょっと変わって、そして次の日から学校だとか、そういうことがあったりとかですね。通常、必ずこの日ってのが、今までのおおむね第3日曜日か何かに、今年は5週あったということもありますし、他の事情もあったんでしょけれども、そこを何かその日程っていうところも含めて、そのイベントも町民の皆さんに楽しんでいただけるような、金額をかけなくても出演したいっていうところもあるかと思うので、私はやっぱり予算がついてからしか執行ができないので、3月議会の後ということになるのは十分分かってるんですけど、8月で実行委員会が6月にあったりしますけど、その準備段階がすごくタイトな日程だとは思いますが、やっぱりみんなが良かったねって、金額をたくさんかければいいっていうようなことでもないかなと思いますので、そこはちょっと何か別団体という感じのようでそうじゃないような、この実行委員会のつくりだと思っておりますので、ぜひ頑張って対応していただきたいと思うんですけども。その中で、もう1点すいません。花火については、結構この6年度も苦慮されたと思うんですよ。でも非常に時間的にも見応えはあったのかなあと思っておりますが、他の方から感想とか、住民の方からの声というのは、なかなか聞けないのかなと思うんですが、いかがでしょうか、所管課として。

○委員（八木亮三委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

花火の感想等でですね。何かこうよくなかったとかですね。そういった話はちょっと耳には入ってきてないですね。SNS等にもそういうのはなかったのかなと思います。個人的には他の地区の何千発っていう花火を見に行く中、長与で1,000発っていうこ

とで感じでできればですね。非常に良い内容というか、それなりに見応えのある内容ではなかったかなというふうには考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

前年度の当然決算なので伺いますが、最初に報告と謝罪がありました新規就農者育成総合対策事業補助金に対しての監査から指摘があった事項ですね。これちょっと伺いたいのは、監査報告書を読んだ限りでは、読んだ限りでって、一定の内容は分かったんですが、これこの不適切な事務処理の中で、いわゆる例えば公文書偽造とかですよ、そういういわゆる犯罪に当たるようなことはなかったのか。単純に手続きを飛ばしたりとかしただけで、そういう犯罪に当たるようなことではなかったのか。処分内容からすると、そうではないようですが、一応確認に伺います。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回の事務処理につきましては、町から対象者の方へ補助金を交付するに当たりまして、町の方では支出負担行為を起こして年度内までに履行を確認し、出納閉鎖期間までにお支払いをするという事業の認識でいたところが、国の補助金の中では、対象者の方に年度内に支払いをしとくということが担当者会議等の中でも説明をされていたということで、そこで町の方が4月に入って支出をしていたということで、対象にならなかったという内容でございます。あと不適切な事務処理ということにつきましては、県からの文書等を課内で回さず未供覧であったりとかですね、未決裁でメールを提出していたりとかということが発覚しましたので、処分の対象となっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も本会議の中で要は財政に対してかなりもう厳しい状況になってるんじゃないかという質問したところ、町長におかれては、財政は健全だというようなお話をされてたみ

たいですけど、私の知る限り一つの例として出したんだけど、草刈りなどを職員がやっているとかが、そういうことも私は目撃してるけどね。これについて所管として、所見として、どのように部長ならびに課長は、この決算についてお考えがあるのか。ちょっとその辺のことを聞かしていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

委託料とかその他の人件費についても、なかなか要求額どおりに財政面としてついていないというところの中で、事業を執行したところでございます。で、やはり管理をしている農道とかですね。水路につきまして事故が起きますと管理責任を問われるところになりますので、そこについては、使用をされる方、通行される方に対して、事故が起きないように最低限の管理責任を果たさないといけないということで、職員で草刈り等を行ったというところでございます。今後はやっぱり必要な予算については、要求はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

草刈り等の予算につきましては、産業振興課だけではなく、他の町の施設を抱えている所管、それぞれの所管課におきましても、予算的に多分厳しい扱いをされてところが一定あるかなというふうに思っております。そういった中で今課長が申し上げたとおりですね、必要最低限の管理はする必要はそこを求められているところかと思う中でですね、職員でやるっていうのが、ちょっと苦渋の決断っていうところかなというふうに思っております。私としてはですね。そういった部分につきましてもですね、今後も予算要求の中で、財政サイドに申し伝えていきたいというふうに思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで建設産業部産業振興課所管分の質疑を終わります。

11時40分まで休憩します。

（休憩 11時28分～11時39分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第60号の建設産業部土木管理課所管の提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

それでは議案第60号令和6年度一般会計決算のうち、土木管理課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。まず歳入でございます。事項別明細書の24、25ページ

をお開きください。１３款１項５目１節道路橋りょう使用料は、全て当課所管分でございます。これは電気、電話の電柱や電線、ガス管などの道路等占用料でございます。同じく２節都市計画使用料の１段目、公園占用料の全額、２段目、中尾城公園使用料の全額、３段目、都市公園使用料のうちの３万４,６５０円、４段目、潮井崎キャンプ場施設使用料の全額が当課所管分でございます。公園占用料は、公園内にございます電気、電話の電柱や電線の占用料、中尾城公園使用料は草スキーとモノレールの使用料、都市公園使用料は都市公園において興行等を行ったことに伴う使用料、潮井崎キャンプ場施設使用料はキャンプ場、展示ホール、冷暖房等の使用料でございます。３０、３１ページをお開きください。１４款２項４目１節道路橋りょう費補助金は全て当課所管分でございます。主なものとしましては、町道長与中央線舗装修繕工事や町道３工区１９号線路面補修工事の補助金でございます。収入未済額につきましては、次年度へ繰り越しをいたしております。２節都市計画費補助金は全て当課所管分です。こちらは都市計画道路西高田線整備事業および公園施設長寿命化に伴う公園遊具更新事業の補助金でございます。収入未済額につきましては、次年度へ繰り越しをいたしております。３節市街地整備総合交付金のうち、１段目、公園整備事業費交付金が当課所管分です。こちらは（仮称）平尾公園新設に係る補助金でございます。３８、３９ページをお開きください。１５款３項６目１節土木費委託金および２節港湾費委託金は、全て当課所管分でございます。同じページの１６款１項１目１節土地貸付収入のうち、５万７,５５８円が当課所管分です。４０、４１ページをお開きください。１６款２項２目１節物品売払収入のうち、６６万８,０００円が当課所管分です。同じページの１７款１項４目１節土木管理費寄附金は、当課所管分です。収入済額はございません。４２、４３ページをお開きください。１７款１項８目１節企業版ふるさと納税寄附金のうち、８００万円が当課所管分です。４６、４７ページをお開きください。２０款５項３目１節雑入のうち、下から３段目、清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち、５１万７,７６０円、次のページの１６段目、電柱等設置使用料のうち、９４５円、２２段目、平和の泉等浄財の全額、２６段目、境界立会他証明書等交付手数料の全額が当課所管分でございます。５０、５１ページをお開きください。２１款１項３目２節道路橋りょう事業債、３節港湾管理事業債の全て、４節都市計画事業債のうちの２段目、街路事業充当起債、３段目、公園施設長寿命化事業充当起債、５節市街地整備総合交付金事業債のうち、１段目、公園整備事業充当起債が当課所管分でございます。以上が歳入になります。

続きまして歳出でございます。１４６、１４７ページをお開きください。中段から次のページにかけまして、８款１項１目土木総務費は、全て当課所管分です。１節報酬から４節共済費は、部長を含め土木管理課職員９名分および会計年度任用職員１名分の人件費でございます。８節旅費、１０節需用費は、経常的経費でございます。１２節委託料は、道路台帳作成整備や長与駅舎維持補修他、各種点検委託でございます。次のページの１３節使用料及び賃借料、こちらは防犯設備借上料などでございます。１４節工

事請負費は、長与駅の東口と西口の階段の補修を行っております。18節負担金、補助及び交付金は、各種協会の負担金でございます。同じページの8款1項2目12節委託料は、全て当課所管分で、のり面調査など2件分、14節工事請負費の上段、急傾斜地維持補修工事費は、当課所管分で4件分を支出をしております。同じページの8款2項1目道路橋りょう総務費は、全て当課所管分で、道路、橋りょうに係る経常的経費でございます。同じページから次のページにわたります8款2項2目道路維持費は、町道の維持管理に係る経費で、全て当課所管分でございます。主なものとしましては、12節委託料の一番上、町道管理委託料は、シルバー人材センターに委託する低木剪定の他、街路樹の剪定や除草作業など35件分でございます。その下、町道維持補修委託料は、シルバー人材センターに委託する町道維持補修業務の他、除雪作業等の委託料で10件分でございます。その下の測量設計委託料のうち、町道ニュータウン33号線法面調査業務委託料は、令和7年度へ繰り越しをしております。次のページの14節工事請負費は、町道長与中央線舗装修繕工事、町道吉無田女の都線舗装修繕工事、町道導高田線舗装修繕工事など127件分でございます。町道3工区19号線法面補修工事は、令和7年度へ繰り越しをしております。同じページの8款2項3目道路新設改良費は、道路新設に係る経費で、全て当課の所管分でございます。12節委託料は、町道本川内佐敷線の調査設計業務、14節工事請負費は、(仮称)町道柳田椿林線道路築造工事を行っております。同じページの8款2項4目橋りょう維持費は、橋りょうに係る経費で、全て当課所管分です。12節委託料は、道路橋点検業務および橋りょう長寿命化修繕計画更新業務を行っております。14節工事費は、町道駅前定林線中尾橋補修工事を行っております。同じページの8款3項1目河川総務費は、河川管理に係る経費で、全て当課の所管分です。主なものとしましては、12節委託料の下段河川管理委託料は、除草作業を中心に6件分でございます。14節工事請負費の河川補修工事費は、7件分を支出をしております。同じページの下段から次のページにかけまして、8款4項1目港湾整備費は、港湾管理等に係る経費で、全て当課所管分です。主なものとしましては12節委託料、長与港港湾施設管理業務等委託料は、長与浦をきれいにする会および岡郷農船会への港湾管理委託でございます。18節負担金、補助及び交付金の上段、長与港改修事業地元負担金は、県が行う長与港の護岸改良補修事業に伴う地元負担金でございます。154、155ページをお開きください。8款5項4目街路事業費は、都市計画道路西高田線に係る経費で、全て当課所管分です。主なものとしましては、12節委託料の測量設計委託料は、地質調査業務や法面設計業務など12件分でございます。14節工事請負費の街路整備工事費は、道路築造工事を中心に16件分でございます。16節公有財産購入費は7筆分の用地購入でございます。21節補償、補填及び賠償金は、12件分の補償費でございます。また、令和7年度への繰越明許費として、街路事業全体で1億7,276万円、事故繰越額として9,160万4,000円を計上をしております。なお、西高田線の進捗につきましては、後ほど担当よりご説明を申し上げます。同じページか

ら次のページにまたがりますけれども、8款5項5目公園緑地管理費は、公園管理に係る経費で、全て当課所管分です。1節報酬から4節共済費につきましては、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。その他、主なものとしましては、次のページの12節委託料の一番上、公園清掃管理委託料は、町内公園のトイレ清掃等をシルバー人材センターへ委託、2段目の公園剪定等委託料は、各公園の剪定や清掃等の委託、5段目の公園施設管理委託料は、中尾城公園、潮井崎交流館の管理委託や各公園の維持管理業務委託、一番下の測量設計委託料は、中尾城公園の遊具設計業務委託等でございます。13節使用料及び賃借料の3段目、公園借地料は、借地公園の賃借料でございます。14節工事請負費の1段目、公園整備工事費は、公園施設の維持工事、補修工事等で36件分でございます。2段目、長寿命化対策工事は、6公園分の遊具設置工事を行っております。16節公有財産購入費は、(仮称)平尾公園の用地として、西彼中央土地開発公社から買い戻しを行っております。17節備品購入費は、芝刈り機とFAXを購入をいたしております。194、195ページをお開きください。194、195ページから次のページにわたりますが、11款2項1目道路等災害復旧費は、災害復旧に係る経費で、全て当課所管分でございます。主なものとしましては、14節工事請負費は、災害復旧工事10件分でございます。以上が令和6年度一般会計決算のうち、土木管理課所管分についてのご説明でございます。なお、令和6年度長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書の44ページから48ページまでが当課所管分でございますので、ご参照をお願いします。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

それでは令和6年度の西高田線の事業概要につきまして、図面を用いましてご説明を行いたいと思います。それでは令和6年度西高田線の事業概要につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。まず図面の位置関係でございますけれども、こちらが長与町役場ですね。それからこの緑で着色してるのが、県道の長崎多良見線になります。それからこちらが高田踏切でございまして、こちらに北陽台高校であつたり、こちらにイオンタウンであつたりとか、そういったところが位置関係となっております。西高田線につきましては、起点がこちらの役場の前の長与中央橋を起点といたしまして、終点が長崎多良見線に接続する延長が1,330メートルの計画道路でございます。現在の状況としましては、黒で着色をしておりますけれども、起点からこのまるみつ長与店ですね。そちらまでの区間640メートルにつきまして、整備が完了しております。また同じく、こちら側の長崎多良見線に接続する終点側ですね。こちらから和楽団地入口付近までの120メートルにつきましても、現在整備を完了しております。また、現在の状況としましては赤で着色をしておりますけれども、現在この和楽団地入口から北陽台高校入口付近まで鋭意整備をしておりますけれども、令和6年度の事業につきましては、全体で

16件の工事を行っておるんですけれども、主なものとしたしましては、こちらの和楽団地入口から役場方面にかけまして、大体150メートル程度の歩道整備であつたりとか、舗装工、擁壁工、排水、構造物ですね。そういったものを整備をいたしております。その他にもマンホールのかさ上げであつたりとか、排水対策工事等関連する工事を全体で16件、工事を実施をいたしております。次に、委託費でございますけれども、委託費につきましては、建物の調査、業務委託、これは建物の再算定の業務であつたりとか、あと用地測量、あと地質調査、そういったものを行いまして、合計で12件の工事を行っております。あと用地費につきましては、こちらの北陽台入口の所からまるみつ長与店の間ですね。こちらの方の用地買収を行っておりまして、全体で面積で言いますと996.21平米、筆数でいきますと7筆につきまして、契約を締結を実施をいたしております。続きまして、補償費でございますが、これにつきましても全体で12件行っておりますけれども、こちらの和楽団地入口からまるみつパチンコまでの間に工作物の移転であつたりとか、電柱の補償であつたりとか、全体で12件の補償を実施をいたしております。現在の状況といたしましては、引き続きこのけやき医院あたりですかね。こちらの方とか和楽団地入口から引き続き道路の築造工事整備を行っております。また補償業務につきましても1件建物補償が残っておりましたけれども、これにつきましてもこちら北陽台入口の所の工場になりますけれども、こちらにつきましても移転先の関係で若干ちょっと遅れておりましたが、今回移転先も決定いたしまして、7月に契約を結ぶことができましたので、建物移転につきましても、もう全て完了ということでございます。また、それに伴う関連する用地についても契約をしておりますので、今後も事業完了に向けてまた事業を推進してまいりたいというふうに考えております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。質疑につきましては、13時15分から始めたいと思います。

13時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時02分～13時13分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは午前中ですね。土木管理課の提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はまず歳入から始めまして、ページを追って進めてまいりますので、ここというところがあつたら手を挙げていただければと思います。また、戻ることも構いませんが、戻って何ページのということを言っていただいて、質疑をお願いしたいと思います。それでは歳入の24、25ページ、質疑はありませんか。続いて26、27ページ、質疑はありませんか。30、31ページ、質疑はありませんか。少しページが飛びますけども38、39ページ、ここで質疑はありませんか。続きまして40、

41ページのところで、質疑はありませんか。42、43ページのところで、質疑はありませんか。数ページ飛んで46、47ページのところで、質疑はありませんか。続いて48、49ページ、質疑はありませんか。50、51ページ、質疑はありませんか。

続いて歳出に行きたいと思います。146、147ページのところで、質疑はありませんか。続いて148、149ページのところで、質疑はありませんか。続いて150、151ページで、質疑はありませんか。続いて152、153ページ、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

申し訳ありません。ちょっと戻りまして148、149ページ、8款1項2目急傾斜地14節急傾斜地維持補修等ですが、ちょっと不用額が880万円と全体の割合からしたら少し多いかなと感じるんですが、これはもう対応できるように予算を多めに計上しといて、使わなかったというだけのことなのか。それとも何か予定があった場所を工事をしなかったとか、何らか理由があるのかだけ伺います。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

14節急傾斜地維持補修工事費の不用額についてですけども、このうち土木管理課所管分の不用額は、1万600円ということになっておりまして、予算額が150万円に対しまして、支出済額が148万9,400円、そして不用額が1万600円ということになっております。ですので、大多数の不用額が都市計画課所管分の急傾斜地維持工事費の残額となります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。152、153ページで質疑はありませんか。続きまして154、155ページ、街路事業費とかですね。質疑はありませんか。続きまして156、157ページ、公園の所も含まれてますね。質疑はありませんか。ではちょっとページが飛びますので、飛ばしてもらえますけど194、195ページ、質疑はありませんか。続いて196、197ページのところで、質疑はありませんか。主要な施策ですね。44ページから48ページまでありますけれども、主要な施策のところで、質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

都市計画道路西高田線の要は今の進捗率、通常いつも載ってるんだけど、何か載っていないみたいだから、これについて。それからページ、42ページ、ちょっと戻るんですけど、要は企業版のふるさと納税ですね。800万円がこの所管ということなんだけど、これ西側区埋め立てじゃなくて、他の企業からという話も聞いてますけど、これは会社

名が公表できるのかな、できないのか。その辺について質問をします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

それではまずは西高田線の進捗状況について、ご説明をいたします。令和6年度末時点での数字となりますけれども、事業費ベースでいきますと進捗率が94%となっております。昨年度が91%でしたので、4%の上昇ということでございます。また、用地の取得率につきましても65件中63件ということで、97%でございましたけれども、先ほど図面にて説明したようにですね、7月中には2件につきましても契約締結しておりますので、用地補償についても今のところ今現在の状況では、全て用地の契約を締結をしているという状況でございます。また、建物移転につきましても6年度末では1件残っておりましてけれども、今回移転先、相手の移転先の交渉がうまくいったこともありまして、7月末に建物の移転補償につきましても契約を締結しておりますので、建物の移転の補償につきましても、現在のところ全て完了をしているというふうな状況でございます。ただ、少しやはりその建物移転について若干ちょっと遅れが生じておりますので、また、その遅れをしっかりと取り戻すように今後も事業の進捗に注力をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

藤崎課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

先ほどの企業版ふるさと納税寄附金の企業名につきましては、ちょっと私どもの所管では、企業名を公表していいかというのは判断しかねますので、政策企画課、所管の方にちょっと確認をさせていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そのふるさととは、企業版につきましては了解しました。この高田線、西高田線ですね、ここの前回から一応問題になってた。ちょうどまるみつパチンコの前の所のこちらから行ったら右折する角ですね。旧道との結局接点部分のことについては、現況はどうなってますか。この今回の予算は、何か前回少し入れるような話をしとったみたいだけど、今の現状はどうなのか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

まるみつパチンコの前の交差点の工事の件かと思いますが、現在あその部分につきましては、ララコープの方からの方が本線扱いということで、そこから高田踏切

の方までが本線扱いということで、大変安全上問題があるような少し危険な道路になるとるんですけれども、今回まるみつパチンコ前の交差点ですね。それにつきましては、令和7年度に現在発注をしております完成形ではないんですけれども、道路の本線が役場から来るような形の道路法線に替えることによって、役場の長与中央橋から高田踏切までの方が本線というふうな取り扱いになるような線形に替えますので、そういったことから安全対策上、一定向上するのではないかなと思っておりますけれども、工期につきましては、年度内には今回の工事を終了して、一定道路の線形を変えて安全対策の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

同じ場所ですね。要は赤水が出てる。のり面から出てる所の要は結局その何ていうんですか、置き石というのかな。あれはそのままになってるけど、あの辺の状態はどういうな解決をされるのか、お尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

今議員が言われたまるみつパチンコから若干ちょっとイオンタウンの方に行った防護柵をしている歩道にしてる部分かなというふうに思いますけれども、あそこにつきましては、土質がちょっと水を含みますと少し膨れるような盤ぶくれをするような土質でございまして、若干亀裂が入ってる状況ということで、水を浸水対策をしたりとか、現在防護柵の設置を行っているところでございます。また今回ですね、令和6年度の地質調査であったりとか詳細設計をする中で工法等もこんなふうにした方がいいというふうな工法もある程度判明をしましたので、今後その中である程度高額な予算も必要となりますので、こういった補助があるかどうかですね、県の方ともちょっと協議をする中で予算措置ができないかどうか、そういったことも含めて今現在検討をしているという状況でございますので、今後そういった県との協議も踏まえながら対策工事をどのような時期にやっていくか、その辺も今後検討をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません。同じところで質問をいたします。先ほど工事、企業との契約が7月の末に契約を果たしたと。4月に契約をされたというところなんですけれども、その契約をされて相手がその移転、そしてまたその撤去というところでは、その後、進捗状況はどのようなお考えなんでしょうか。今年度中にそれが終わるということではよろしいのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

先ほど説明をいたしました建物の補償の件かと思いますが、この件につきましては移転先が決まりまして、うちの交渉の中で移転先も決定しないと契約ができないというふうなことでしたので、今回移転先が決定したことで今回補償についても納得していただきまして、契約を7月4日の日に4日付けで契約締結をさせていただきました。その後のスケジュールといいますと、その後、今からその移転先に相手が工場を建てるというふうなスケジュールになっております。また、工場を建てた後に現在の工場にある機械等もそちらの方に移設をすると、結構精密な機械で結構日数がかかるというふうなことをお聞きをしておりますので、その後、移転が完了後、現在の建物を解体をしていただくということで結構日数的に時間がかかりますもんですから、相手と話をする中で、契約の中では、あそこを解体していただく時期を令和9年3月まで、8年度いっぱいには解体をしていただくような契約になっておりますが、それが若干前後することも可能性がありますので、その後ですね、町としましては、あそこが更地になった段階で道路築造工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、何か当初の計画よりはちょっと延長してしまうというところですが、そのあたり予算的なものもあろうかと思うんですが、延長する、増額するという、そういったところの流れになるということでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

議員がお示しのとおりですね、そちらの移転が若干遅延しましたので、その分はちょっと工事の施工が若干延びてまいるのではないかなというふうなことを考えておるところです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

主要な施策の説明書の48ページですね。公園施設長寿命化対策工事の方ですが、この写真にあるように、最近の遊具っていうのが従来のといいましょうか、これまで一般的だったシンプルな滑り台とか、ブランコとか、そういったのよりもかなり何ていうんですかね、デザイン性には非常にすぐれていて別に良い悪いとかじゃないんですが、

こういうちょっとこう造形も凝ったものになってきてるように思うんですね。先日、中尾城公園に設置する案だったり、あとは町民体育館の裏の公園ですかね、あそこに何か今ジャングルジムの老朽化したのを取って、どういうのを造りたいかっていうアンケートみたいなのをとられてたと思うんですけど、そういうのも多分絵で見たらこんな感じだったと思うんですが、これはもう今後、公園に遊具更新とかになってくると、もうこういう意匠のものというのが、もう主流になってるんでしょうか。それが長与町があえて選んでるとかじゃなくて、もう全国的にもう公園の遊具っていうとこういうものになってくるのか。見た感じだとかなり従来のものより単価も上がりそうだなと思って、例えばこれを1台置くのに従来のもっとシンプルなものだったら2台置けるとか、2種類の遊具を置けるとか、何かそういうところを判断をどういうふうにされてるのかというか、ちょっとこの公園遊具の最近の流れについて何か教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

基本的には、もともとあった遊具をそのまま更新するという形なんですけれども、こちら写真にある丸尾第3公園については、ちょっともともとあった遊具を設置しようとしたら安全領域の関係で設置できない、複数のもの幾つかが設置できないということで、このような複合遊具という形で設置させていただいております。あと池山の方はですね、もともと複合遊具があったので、それを設置させていただいたという形です。これから先がどうなるかっていうのは、今後の大きいところだとアンケートとかとったり判断するとは思いますが、基本的には同じものをそのまま新しいものに変えるという形になるかと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入歳出を通して、このページでまだ質疑してないというところがあれば質疑を受けますが、質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

よく住民の方から言われるところで、ページ数としたら156、157ページの公園の除草作業のこと、除草についてちょっとお尋ねしたいんですが、おおむね今公園も増えてきて90カ所、町内に中尾城公園のような大きな公園を除いてですね、よく自治会、住宅地の近くにある公園、そこの除草についてやっぱり草が生えてきたって言ってよく言われることなんですけど、一定地元の自治会をはじめ地元の方に協力してもらってる

ところもあるので、公園の数、全てを町が除草をしなければならないという形になっていないと思うんですけども、おおむねだいたい前に一般質問したときには、年に2回ぐらい回りたい回って除草したいという、でももう雨とかなんとかもう、肥料もやらないのに雑草だけはたくさん伸びてくる。これはもうしょうがないことですし、やはりシルバーの方がもう今非常に暑いですよ。だからすごい暑い時期に関しては、やっぱりそこを避けて、お仕事をさせていただくっていうのをかつて聞いたことがあるんですけども、今の現状として町内の街区公園というんですかね、自治会それぞれの地域の小さな公園というか大きさもいろいろありますが、その町が管理、除草についてですね、管理している公園がおおむね年に何回ぐらい除草ができているものか。また、すごく草が伸び過ぎてるところとかを先にしていくんだらうと思うんですけども、そういう自治会とかの要望で対応しているのか。そこをちょっと教えてください。

○委員（八木亮三委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

公園の草刈りは基本的に先ほどおっしゃられたとおり年に2回ほどさせていただいております。自治会や住民の方から特に草が伸びてくると、電話とかで要望が来ますので、それに対してはシルバーの方に委託をしていますので、ちょっと順番を変えていただいて、そこを早めにしていただいたりとか、あとは夏祭りとか、そういうことで使うということがありますので、そういう所は期日を教えていただいて、それまでに除草作業をしたりということをしております。自治会の方には何件か委託させていただいて、今は去年は12団体をお願いをして、公園の除草していただいております。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

おおむね2回ぐらいということで、何年か前にお尋ねしたのと変わってないのかなと思うんですけども、去年、おとしですかね、草刈り機、自走式、なんていうんですかね、それを中尾城公園に一応置いてあって、自治会等が要望した場合は、貸してただける。まだちょっとうちの自治会も借りたことはないんですけど、そういったものも利用すれば割と平坦で草が生えてる所は、除草しやすいかと思うんですけども、実際そういったものを借りに来る自治会がどれくらいあるかって、そういうのがあって貸しますよっていう広報を、例えば自治会とかいろいろですね。管理されてるところも含めて広報をまずしてるのかどうか。もちろんその中尾城公園が使うときは使え、いつでもかつでも貸せるってわけじゃないと思うんですが、そういったものも利用しつつですね、あとはもう地域の方の草刈り機とか自分が持ってるものを利用して草刈りをされたりしてると思うんですけども、そういう草刈り機が多分あると思うんですが、その貸し出し状況とか、広報とか、そういったことはされていますか。

○委員（八木亮三委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

2年前の自治会長会議の方で中尾城公園にそういったものを置いてあるということで、希望すれば貸し出しをしますということで、お話をさせていただいておりまして、今のところ団体としては、2団体は希望があってお貸ししたことがあります。あと中尾城公園が基本的にも斜面地ばかりですので、中尾城公園で使うということはもうほとんどありませんので、いつでもお貸しできるかなと思います。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

確か自治会長会で伺ったような気がして、私もその年には私が借りに行くじゃないですけど、そういったものもあるんだったらちょっと広い公園がうちの中にもあるので、利用してみようかなと思って、もう時が過ぎてますので、2年前に伝えて毎年自治会長代わるところもありますし、そういうものも利用、中尾城は確かに斜面だから使わないです。ただ置く場所なのかもしれませんけどね。そういったものがせつかくあるんだったら、やっぱり私たちの考えでは草がやっぱり毎日生えてきて通るとが大変とか子どもが遊べないよって言って、地域じゃあやろうかっていうのが今までだったんですけど、今皆さんだんだん年をとられてってということがあって、そういうこともあってなかなかすぐできないということも多分たくさん出てきてるかなと思いますので、そういったものをできればもう毎年でも周知ですね、もちろん管理団体にもそうやって言ったら、それがあるんだったらもっと簡単ではないかもしれませんが、うん。簡単じゃないとは思いますが、そういったもので広い所で使うんだったらそちらがいいのかもしれませんが、ぜひ広報活動等をしていただきたいと思いますって、それについてはいかがでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

来年度の自治会長会議でも強く広報したいと思ってます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

前は都市計画の担当だったんですけどね、今榎の鼻土地区画整理事業の図書館用地か

ら西田原の方に下りる管理道路ですね。これについてはもう雑草だらけなんですね。この中の予算で、どこに載ってるのかちょっと僕は見つけきれなかったんですけど、これについて予算がどこ載ってるのか。もしくは結局、担当としてどういうふうに考えているのかですね、お尋ねをしたいと思います。この道路につきましては、都市計画法の32条だったか、開発行為をするときにあそこの道を造るつもりなかったんですよ、業者はね。しかしながら行政の指導によって造りなさいということで、大体2,000万円ぐらいかけてね、無駄なお金を使って造った経緯があるんですね。しかし、管理としては、ほとんどされてない。その辺についてはどうなってるのか、お尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

町の管理用地として引き継いでおりますので、町の方で草刈り等を管理をしております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

あのですね、さっき言ったように、この区画整理事業の中で、この道路ははじめ計画はなかったんですね。しかしながら行政が造れと言っておきながら、昨日も私はその夜ね、ちょっとそこを通ってたんだけど、整備はほとんどされてないですね。道路まで要はつるが走っているような感覚なんですね。だからこの今日は決算の認定だから、その決算の中にどこにその数字が入ってるのかなというふうに私ちょっと見つけきれなかったんですね。トータルの管理の中で多分入ってると思うんだけどね。実情はどうなってるのか。今、管理してるって言ってるけど、あまりなされてないような感じもするんですね、やっぱりね。だからその辺について、どういうお考えになるのかお尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

こちら公園緑地管理費の委託料の中から出しております。公園剪定委託料ですね、こちらの方から出しております。そうですね、あそこも結構草がすぐ生えてしまいますので、どうしても切ってもすぐに伸びてきたりします。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だから町が造りなさいと言った道路を管理をほとんどされてないですよ。これについて部長ですね、どういうふうにお考えですか。これは初め、榎の鼻、皆さんご存じないかもしれないけど、北陽団地のことです。北陽団地の要は図書館用地から西田原に行

く下る道があるんですね、早道なんですけどね。これは当初計画なかったけど、行政指導によって造りなさいということを言われて、そして業界、その向こうの組合とすれば予定しなかったお金が約1,500万円か2,000万円かかっているんですよ。そのときの管理を結局、要は行政でやるということだったけど、見た限りほとんど管理をしていないような感じがするんですね。だからその辺については部長、どういうふうにお考えですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

先ほど係長が申し上げましたとおりですね、除草作業については取り組んではいる状況ではございます。ですが、今、議員おっしゃられたとおりです。その管理の状況について、ちょっと若干手薄なそういう印象を持たれてることについては申し訳なく思っておりますので、そこについては今後また検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで土木管理課所管分の質疑を終わります。

13時55分まで休憩します。

（休憩 13時45分～13時55分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは引き続きまして、建設産業部都市計画課所管について、提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

都市計画課です。よろしくお願いいたします。それでは令和6年度一般会計決算のうち、都市計画課所管分につきまして、ご説明申し上げます。まず歳入でございます。事項別明細書の24、25ページをお開きください。13款1項5目3節住宅使用料から次のページの26、27ページ、6節滞納繰越分までが都市計画課所管分でございます。まず、戻りまして24、25ページの3節住宅使用料は、収入済額4,895万3,190円で、町営住宅3カ所、東高田、西高田、岡岬の現年分の住宅使用料でございます。次のページ26、27ページの上から2段目の5節町営住宅駐車場使用料の収入済額338万9,080円につきましても、同様に町営住宅3カ所の現年分の駐車場使用料でございます。4節、6節につきましては、住宅使用料、駐車場使用料、それぞれの滞納繰り越し分になります。続きまして30、31ページをお開き願います。30、31ページの14款2項4目土木費国庫補助金4節住宅費補助金は、都市計画課所管分ござい

まして、内容としましては、備考欄の１段目、３段目、４段目が個人の住宅に関する支援事業、耐震改修やリフォーム関連の補助金で、２段目の公営住宅等ストック総合改善事業補助金、こちらは東高田町営住宅F棟、G棟の長寿命化改修工事および工事監理業務に対する補助金でございます。続きまして３４、３５ページをお開き願います。１５款２項６目土木費県補助金１節土木管理費補助金の急傾斜地崩壊対策事業補助金、こちらは令和４年度から取り組んでおります嬉里郷古園地区の事業費に充当する補助金でございます。２節住宅費補助金は、全て都市計画課所管分でございます。続きまして３８、３９ページをお開き願います。１５款３項６目３節都市計画費委託金１,０００円につきましては、都市計画法に基づく許認可事務に関する権限移譲交付金でございます。続きまして４８、４９ページをお開きください。２０款５項３目１節雑入でございますが、備考欄の上から３行目、都市計画地図売払収入３万円と同じページの備考欄の上から２５行目、真ん中より少し下の方なんですけども、町営住宅光インターネット装置設置料４万１,９８８円が都市計画課所管分でございます。続きまして５０、５１ページをお開きください。２１款１項３目１節急傾斜地管理事業債１,６８０万円は都市計画課所管分でございます。同じページ５０、５１ページの２１款１項３目４節都市計画事業債は、備考欄上段の土地区画整理事業充当起債５億６,３２０万円が都市計画課所管分でございます。歳出の１５２ページ、１５３ページから１５４、１５５ページの８款５項２目土地区画整理費に充当する地方債でございます。以上が都市計画課所管の歳入でございます。

続きまして歳出でございます。１３０、１３１ページをお開きください。４款３項１目下水道処理費でございます。１８節負担金、補助及び交付金２,３２０万９,３００円は、全て都市計画課所管分でございます。高田南土地区画整理地区内の長崎市下水道区域の工事に対する事業負担金でございます。続いて１４８ページ、１４９ページをお開き願います。８款１項２目急傾斜地管理費１４節工事請負費の３,５２５万９,４００円のうち、備考欄２段目の急傾斜対策工事費３,３７７万円が都市計画課所管でございます。続きまして１５２、１５３ページをお開きください。８款５項１目都市計画総務費でございます。１節報酬７万４００円につきましては、都市計画審議会１回分の委員報酬でございます。令和７年１月２７日月曜日に開催しております。次に２節給料、３節職員手当等から４節共済費につきましては、長崎県への派遣職員を含む１１名の人件費でございます。続きまして、８節旅費から１８節負担金、補助及び交付金につきましては、経常的経費でございます。引き続き、２目土地区画整理費でございます。１６節公有財産購入費５億３,４８０万１,２１７円につきましては、高田南土地区画整理事業の事業推進のため、基金財産から公有財産への移し替えを４筆、西彼中央土地開発公社からの買い戻しを１筆行っております。続きまして１５４、１５５ページをお開きください。１８節負担金、補助及び交付金につきましては、経常的経費でございます。２７節繰出金１１億９,４５５万９,１２０円につきましては、土地区画整理特別会計への繰

出金でございます。なお、令和7年度への繰越明許費としまして6,883万9,000円を計上しております。続きまして156、157ページをお開きください。8款6項1目公営住宅管理費でございます。8節旅費、10節需用費から次のページの158、159ページの11節役務費までは、経常的経費でございます。12節委託料は、支出済額410万250円で、主なものにつきましては、町営住宅植栽剪定委託料および町営住宅調査設計委託料でございます。14節工事請負費は、支出済額4,619万100円で、こちらは東高田町営住宅F棟、G棟の長寿命化工事でございます。13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、経常的経費でございます。続きまして2目安全・安心住まいづくり支援事業費12節委託料は、耐震診断に関する委託料で、8万2,000円を支出しております。続きまして3目建築費18節負担金、補助及び交付金は、支出済額220万円でございます。内訳は、備考欄に記載されておりますとおり、住宅性能向上リフォーム支援補助金が10件で100万円と親子でスマイル住宅支援補助金が3件で120万円、合計で220万円を支出いたしております。続きまして、同じページの4目空き家対策費までが、都市計画課所管分でございます。以上が都市計画課所管の歳出でございます。

なお、主要な施策の成果に関する報告書でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の49ページ、急傾斜地崩壊対策事業と次のページ、50ページの高田南土地区画整理事業（特別会計繰出金）と51ページ、町営住宅長寿命化工事、こちらが都市計画課所管分でございます。併せてご参照賜りたいと存じます。以上で令和6年度一般会計決算の都市計画課所管分をご説明申し上げました。また、当委員会より提出依頼がございました資料、歳入の収納状況（町営住宅使用料、駐車場使用料）こちらにつきましても本日お配りしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。今ですね、提出いただいた資料が送られてきていると思いますけども、ちょっと見ていただいて。ではこちらですね。まず歳入の方から質疑を、ページを追って質疑を進めていきたいと思います。歳入の24、25ページのところで、質疑はありませんか。続きまして26、27ページ、質疑はありませんか。少し飛んで数枚めくっていただいて、30、31ページですね。質疑はありませんか。続きまして34、35ページ、質疑はありませんか。36、37ページ、質疑はありませんか。続いて38、39ページ、質疑はありませんか。少し飛んで46、47ページで、質疑はありませんか。下の雑入のところから48、49ページ、質疑はありませんか。続いて50、51ページ、質疑はありませんか。ないようでしたら、続いて歳出の方に移りたいと思います。後ほど改めて質疑があれば、そちらに戻っていただいても結構ですので、歳出の130、131ページ、質疑はありませんか。続いて、また少しページが飛びますけれども、148、149ページのところで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

148、149ページの急傾斜地管理費8款1項2目の都市計画分の急傾斜対策工事費ですが、ちょっと当初の予算に対して不用額が多く感じるんですが、これは対応できるように、通常程度に多めに取ってあったものなのか。何らか工事予定だったのが、行わなかった等の何か理由があるのか、それだけ伺います。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

この急傾斜事業の予算の当初分につきましては、事業のもうここまでするという想定
の基で予算を計上しております。その中で、工事をする中で、どうしても急傾斜なので
土を削る作業がありまして、その中で想定よりも早く岩盤が露出してきたというところ
がありまして、言えば残土処分の掘削であったり、残土処分の数量が想定よりも少なくな
ったってということになりまして、施工の範囲は変わらないんですが、そういった数量
の増減があり、その関係で減額が出ております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

内容は分かったんですが、参考までにそれはもうある1カ所がそういう状況だったこ
とで、これだけの予算が何ですかね、かからなかったということですか。何か何カ所か
なのか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

岩盤の想定の数値誤差につきましては、面的にも全ての範囲において、岩盤が想定よ
りも浅く出たというところになります。なので、1カ所というよりかは、もう全体的な
話ということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

かからなかったのは、いいことなんですが、そういうのは何か調査などで、もうこの
ぐらいの深さとかってというのは、あらかじめ分からないものなのか。ちょっと参考まで
に。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

岩盤想定の調査につきましては、当初の設計時に何カ所か行っております。全部細かく短いスパンで検査をしますと、岩盤の掘削検査をしますとかなりの費用がかかってしまいますので、ある程度、上と下で2カ所ないし、そのもう1セットで4カ所ぐらいの掘削の調査をします。その中で、そのポイントから想定した何ですかね、数量といえますか、岩盤と土の数量を算定して、それをもって設計をするわけなんですけども、どうしても箇所数が少なくてピンポイントなもので、どうしてもその間々の誤差が生じるっていうのがあります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。149ページのところで済んでおりますので、続いて152、153ページのところで質疑はありませんか。続いて154、155ページのところで質疑はありませんか。続きまして156、157ページのところで、質疑はありませんか。続いて158、159ページのところで、質疑はありませんか。それでは主要な施策ですね。49ページから51ページまで、都市計画課所管分の主要な施策があります。また、先ほど委員会で、資料請求をしましたこの住宅使用料の決算書等資料もございしますが、住宅使用料ですね。滞納繰越分も含めて資料の提供がなされております。そちらも通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

説明書の最後のところですが、158、159ページの8款6項4目空き家対策費、これ補正予算で減額されているので、当然そのときにご説明あったと思うんですが、ちょっと私、覚えてないというか、産業委員会じゃなかったのか。もしくはちょっと失念したかって申し訳ないんですが、この減額の理由ですね、もともとの59万6,000円っていう予算が何をする予算だったのか。実際に報酬と旅費は発生してますけど、何か空き家対策を審議するような何か委員会の委員の方の報酬等なのか。このちょっと報酬旅費の内容と減額の理由と、もともとの50万の予算なのかっていうのを説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

まず、50万円の減額をさせていただいてる分、この50万円といいますのは、老朽危険空家等除却支援事業の補助費で支出を想定していたものなんですけれども、令和6年度におきましては該当する申請がございませんでしたので、支出がなく補正予算で落とさせていただいたというものになります。旅費につきましては、われわれ職員の方で、例えば県庁ですとか振興局の方とかで行われます制度の説明会であったりとか、研修会、そういったものに出席をさせていただいた分の旅費ということになりまして、空き家対策協議会などの開催などというのは、令和6年度は実施しておりません。報酬についま

しても支出はございません。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

159ページの町営住宅補修工事とかありますけど、この内容は1件分か、何件分か補修をするのか。教えていただきたいなと思います。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

町営住宅の工事についてなんですけども、14節工事請負費の4,600万円につきましては、1件ですね。東高田町営住宅のF棟、G棟の外壁補修工事を実施しております。1件になります。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

内容は聞いて理解はしましたけども、こういう4,000万円も幾らもこう修繕費が増えてくるとですね。やはりもうあそこはちょっと自分も大体分かっとするけん、外壁工事って意味合い的には分かっんですけど、でもやっぱり西高田とか、いろいろこう古い所があるもんでですね。やっぱその辺ももうそろそろこういったこういう多額のお金がいる修繕費がいるようになれば、考えていかんばかなという思いもするんですけど、その辺はどのように考えますか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

今ご説明しました外壁補修、町営住宅の外壁補修工事等につきましては、平成26年度から町営住宅長寿命化管理計画に沿った町営住宅の維持管理を行っておりまして、令和6年度が東高田町営住宅のF棟、G棟っていうところだったということになります。一応この令和6年度の工事をもって、町営住宅3棟の外壁補修工事については、一定完了したということになります。訂正します。町営住宅の3団地ですね。すいません、先ほど3棟と言いましたので、3団地の外壁補修工事が完了しております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

歳入歳出全体を通して質疑を受けますが、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで建設産業部都市計画課所管分の質疑を終了いたします。先ほど質疑は終了いたしましたけれども、終了と申しましたが、まだ引き続き審査を行いたいと思います。

都市計画課前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

すいません。先ほど答弁の中で一部誤りがありましたので、内容につきましては、山田主査の方からご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

大変失礼をいたしました。事項別明細書の158、159ページの空き家対策費の旅費の件に関しまして説明に誤りがございましたので、訂正をお願いいたしたく発言をさせていただきます。よろしく願いいたします。旅費につきましては、先ほど県庁ですとか、長崎振興局で行われる学習会ですとか、制度の説明会などで支出があったというご説明を申し上げたんですけれども、申し訳ございません、私の勘違いでして、令和6年度には、そのような支出はございませんでした。大変失礼いたしました。訂正いたします。

○委員長（中村美穂委員）

他にはよろしいですか。ないですかね。

それでは建設産業部都市計画課所管分の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

○委員長（中村美穂委員）

委員会を再開いたします。昨日の議案第53号町道路線の廃止については、採決等を保留にしておりましたので、今から討論等を行って採決をしたいと思っております。それではまずこれから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は今までのこの経験の中で、町道の認定廃止についての否決というのは、反対というのはなかったと頭で理解してます。それで今回のことについても基本的には賛成をすることが基本だと思ったんですけど、総務委員会の状況を見て、そして、この継続審査にしてそれを考えて可否を決めようということで、お願いをした経緯があります。その中でですね、今回の対象となる路線は、令和6年度6月25日に民間事業と締結した長与町斉藤郷埋立地への企業設置の立地協定に基づき町道を廃止するということで、一般会計の方に、55号の2款1項5目に要は委託料と工事費というのが、約1,800万円ほど計上されてます。なぜ私がちょっと心配して結論が出なかったかっていうのを申し上げてるといのがですね、町道の中に、廃止路線の町道の中に、管が埋め込んであるんですね。このことについてこのもちろん私の説明では、要はその両端を塞いでこれを埋め殺しするというような説明があったんですが、要は立地計画の中で建物を建てるとすれば、当然この管は排除をすると。そうすると排除をするということで、この工事費

とかそれから請負費なんかが入っているのかどうかというのを、それ私たちはそれをまだ私自身は、それを確認することはできてません。それで少し時間を頂きたかったんですけど、委員長の采配で今すぐということでもありますので、これについては反対せざるを得ない。内容をよく把握しないで可決したり、賛成をしたりというのは、私の個人としては非常に基本とするものでありませんので、そのことについて内容をまだ精査できておりませんので、委員会の総務委員会の意向を尊重して、反対とします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、賛成討論はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私はこちらの議案第53号町道路線廃止の認定について賛成の立場で討論いたします。こちらは質疑等の中でも皆さまご承知であるかと思えますけれども、立地協定に基づいて民間の企業に売却される町有地の中を通ってる路線であります。協定ならびに売却等について疑義を持たれてる方がいらっしゃるのには存じてますが、今回、補正予算の中でこの土地整備費が計上されていると、この予算が総務委員会では否決されたと聞いておりますが、最終的な決定は本会議での採決になるわけで、もしこれが可決された場合に、町道路線の廃止が認定されなければ、工事ができないということになってしまうと思うんですね。ただ、逆に仮にこの補正予算が通らなかった場合でも町道路線はいったん廃止認定をしていますが、最悪といいたいまいしょうか、最終的にいったんは道路から一般の町有地になるところが、また、町道路線として認定をすればちょっと大ざっぱに言うと、それで元に戻るだけの話で、これを認定しなければ、廃止認定しなければ、万一、補正予算が可決された場合、その執行を妨げることになることにもなりますので、そういった面からもこの売買等の可否、賛否については、補正予算の方で少なくとも行うべきであって、廃止認定とはまた別のものだと考えますので、廃止、いったんでもすべきだと考えて賛成いたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号町道路線の廃止についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 14時03分）